　　　氷川町行政区活動活性化交付金交付要綱

　（趣旨）

第1条　町は、町内の行政区が身近な地域課題を自主的に解決し、また、自らの判断と創意工夫により地域社会を維持発展させるために行う活動を支援することにより、住民自治の振興及び協働のまちづくりの推進並びに地域の均衡ある発展に資することを目的に、行政区に対して、氷川町行政区活動活性化交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

　（町の責務）

第2条　町は、前条に掲げる目的を達成するため、行政区に交付金を交付するとともに、行政区の地域コミュニティの醸成に努めるものとする。

2　町は、地域社会を共に支える者として当該行政区と積極的な協働関係を構築するとともに、相互理解を深めるために必要な情報の提供に努めるものとする。

　（行政区の責務）

第3条　行政区は、第1条に掲げる目的を達成するため、地域住民の意見、要望等をもとに地域課題の解決に取り組むものとし、交付金の取扱いに当たってはその公共性を認識し、適正な執行に努めるものとする。

2　行政区は、住民自治の振興について地域コミュニティの醸成を図るとともに、住民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進し、町政に関する情報及び自らが保有する情報を地域住民と共有するよう努めるものとする。

　（交付金の使途）

第4条　行政区は、第1条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる公益的活動等に交付金を充てなければならない。

　（1）住民同士の交流を促進するための活動

　（2）安全・安心な地域づくりを推進するための活動

　（3）保健増進を図るための活動

　（4）ごみ減量化を推進するための活動

　（5）地区館活動を活発化するための活動

　（6）総合振興計画【地区別計画】の実践活動

2　次に掲げる活動等は、行政区が行う公共的又は公益的な活動ではないことから、これらの活動に対し交付金を充てることはできない。

　（1）宗教的活動

　（2）政治的活動又は選挙運動

　（3）その他公序良俗に反する活動

　（交付金額の算定）

第5条　交付金の額は、別表第1に規定する基本額及び別表第2に規定する加算額の合計額により算出された額を限度とし、当該年度の予算の範囲内において算出された額とする。

2　前項に規定する基本額及び加算額の総合振興計画地区別計画の実践活動の算出に係る員数の基準日は、当該年度の4月1日とする。

　（交付申請）

第6条　交付金の交付を受けようとする行政区は、氷川町行政区活動活性化交付金交付申請書（様式第1号）及び氷川町行政区活動活性化交付金算出表（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

　（交付決定及び通知）

第7条　町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、交付金の交付を決定し、氷川町行政区活動活性化交付金交付額決定通知書（様式第3号）により、行政区に通知するものとする。

　（交付金の請求）

第8条　交付金の交付を受けようとする行政区は、前条の規定による交付金交付額決定通知を受けたときは、氷川町行政区活動活性化交付金交付請求書（概算払・精算払）（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

　（実績報告及び収支精算）

第9条　行政区は、当該年度交付金対象事業が完了したときは、交付金対象活動の完了後30日以内に、氷川町行政区活動活性化交付金交付請求書（概算払・精算払）（様式第4号）及び氷川町行政区活動活性化交付金活動実績報告書兼収支精算書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

　（交付金の額の確定）

第10条　町長は、前条の規定による活動の報告があったときは、その内容を精査し、適当であると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、氷川町行政区活動活性化交付金交付額確定通知書（様式第6号）により行政区に通知するものとする。

　（交付金の交付）

第11条　町長は、第7条の決定及び前条の確定を通知したときは、速やかに交付金を交付するものとする。

2　町長は、必要と認めるときは、交付を決定した額の範囲内において概算払いにより交付金を交付することができる。

　（是正のための措置）

第12条　町長は、第9条の規定により氷川町行政区活動活性化交付金活動実績報告書兼収支精算書の提出を受けた場合において、行政区の活動が交付金の交付目的又は第4条の規定に違反していると認められるときは、行政区に対し必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

　（帳簿及び書類の整備）

第13条　行政区は、交付金交付対象事業等に関する帳簿及び書類を整備しておかなければならない。

2　前項の帳簿及び書類は、当該交付金交付対象活動等の完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

　（報告及び調査）

第14条　町長は、行政区に対し、この告示に必要な事項について報告を求め、又は、当該職員をして実地調査をさせることができる。

　（その他）

第15条　この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

　　附　則

１　この告示は、平成31年4月1日から施行する。

２　氷川町住民主役のまちづくり補助金交付規則（平成17年氷川町規則第92号）、氷川町地区活性化総合交付金交付規則（平成17年氷川町規則第93号）は廃止する。

別表第1（第5条関係）

【基本額】

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 算　定　基　準 |
| 住民同士の交流促進活動 | 【均等割】1行政区当たり15,000円を交付する。  【世帯割】行政区加入世帯1世帯当たり300円を交付する。  【人口割】行政区加入人口1人当たり700円を交付する。 |
| 防犯灯維持活動 | 前年度の交付を申請した月の次の月から当該年の12月までの電気料の2分の1を交付する。 |
| 防犯灯管理活動 | 1件10,000円以上の修理に要する額の2分の1を交付する。 |
| 保健増進活動 | 特定健診の受診率が、前年度の受診率よりも上昇した場合に10,000円を交付する。 |

別表第2（第5条関係）

【加算額】

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 算　定　基　準 |
| 自主防災活動 | 避難訓練、防火訓練、防災・防火等に関する講習会や研修会に参加した人数に200円を乗じて得た額を交付する。 |
| 安全・安心推進活動 | 新規に設置した防犯灯の設置に要する額の2分の1を交付する。 |
| ごみ減量化推進活動 | クリーンセンター搬入以外のリサイクル業者等で処理された回収資源（紙類、缶類、ペットボトル、その他）1キログラム当たりに20円を乗じて得た額を交付する。 |
| 地区館活動 | ①町民体育祭に参加した回数に5,000円を乗じて得た額を交  　付する。  ②地区内住民全体を対象としたスポーツ活動を開催する回  　数に5,000円を乗じて得た額を交付する。  ③文化的講演会等を開催する回数に5,000円を乗じて得た額  　を交付する。 |
| 総合振興計画地区別計画の実践活動 | 氷川町総合振興計画の地区別計画に掲げる各地区の目標の中で、住民又は協働の役割分担とする事業を実施する場合に定額を交付する。  【均等割】1行政区当たり70,000円を交付する。  【世帯割】行政区加入1世帯当たり700円を交付する。 |

＊基本額及び加算額において、その算定基準により算出した金額に1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てる。

様式第1号（第6条関係）

令和　　年　月　日

　氷川町長　　藤本　一臣　　様

　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　行政区名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区長氏名

氷川町行政区活動活性化交付金交付申請書

　令和　　年度における行政区活動活性化交付金について、下記の金額を交付されるよう、氷川町行政区活動活性化交付金交付要綱第６条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額　　　　　　　　円

添付書類　（様式第2号）氷川町行政区活動活性化交付金算出表

様式第2号（第6条関係）

氷川町行政区活動活性化交付金算出表

【基本額】

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 算　出　額 |
| 住民同士の交流促進活動 | 【均等割】15,000円  【世帯割】300円×　世帯＝　　　　　　　　円  【人口割】700円×　　人＝　　　　　　　　円 |
| 防犯灯維持活動  （電気料） | |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | １月 |  | ７月 |  | | ２月 |  | ８月 |  | | ３月 |  | ９月 |  | | ４月 |  | １０月 |  | | ５月 |  | １１月 |  | | ６月 |  | １２月 |  | |  | | 合計　① |  | | ①×1/2 |  | |
| 防犯灯管理活動  （修理代） | |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 修理内容 | 金額 | 修理内容 | 金額 | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  | 合計　① |  | | ①×1/2 |  | |
| 保健増進活動 | 特定健診　前年度受診率　％  　　　　　今年度受診率　％　　±　ポイント |

【加算額】

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 算　出　額 |
| 自主防災活動 | 200円×参加人数　　　人＝　　　　　　円 |
| 安全・安心推進活動 | 防犯灯設置費用　　　　円×1/2＝　　　　　　円 |
| ごみ減量化推進活動 | 20円×　回収資源　　㎏＝　　　　　　　円 |
| 地区館活動 | ①町民体育祭参加回数　　　　回×5,000円＝　　　　　円  ②スポーツ交流事業開催回数　回×5,000円＝　　　　　円  ③文化的講演会開催回数　　　回×5,000円＝　　　　　円 |
| 総合振興計画地区別計画の実践活動 | 【均等割】70,000円  【世帯割】700円×　　世帯＝　　　　　　　円 |

様式第3号（第7条関係）

氷川町指令地第　　　　号

氷川町行政区活動活性化交付金交付額決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　行政区名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区長氏名

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった令和　　年度行政区活動活性化交付金の交付については、氷川町行政区活動活性化交付金交付要綱第７条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氷川町長

記

交付決定額　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 交付決定額の内訳 |
| 基  本  額 | 均等割 | 円 |
| 世帯割 | 円 |
| 人口割 | 円 |
| 防犯灯維持活動（電気料） | 円 |
| 防犯灯維持活動（修理代） | 円 |
| 保健増進活動 | 円 |
| 加  算  額 | 自主防災活動 | 円 |
| 安全・安心推進活動 | 円 |
| ごみ減量化推進活動 | 円 |
| 地区館活動 | 円 |
| 総合振興計画地区別計画の実践活動 | 円 |
| 合　　計 | | 円 |

様式第4号（第8条・第9条関係）

令和　　年　　月　　日

　氷川町長　　藤本　一臣　　様

　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　行政区名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区長氏名

氷川町行政区活動活性化交付金交付請求書（概算払・精算払）

　令和　　年　　月　　日付け氷川町指令地第　　号で交付決定の通知があった行政区活動活性化交付金について、氷川町行政区活動活性化交付金交付要綱第８条の規定により、下記の金額を請求します。

記

請求金額　　　　　　　　　　円

請求金額計算書

|  |  |
| --- | --- |
| 交付金交付決定（確定）額（Ａ） | 円 |
| 既に交付を受けた額（Ｂ） | 円 |
| 今回請求額（Ａ）－（Ｂ） | 円 |

交付金振込口座

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関 |  | | | | | | | | |
| 預金種別 | 普通 ・ 当座 | 口座番号（右づめ） |  |  |  |  |  |  |  |
| （フリガナ）  口座名義 |  | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |

様式第5号（第9条関係）

氷川町行政区活動活性化交付金活動実績報告書兼収支精算書

１　活動実績報告　　　　　　　　　　　　　　　　　　　行政区

【基本額】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 活　動　内　容 | 精算額  単位：円 |
| 基  本  額 | 住民同士の交流促進活動 | 均等割 |  |
| 世帯割 |  |
| 人口割 |  |
| 防犯灯維持活動（電気料） | 年　月～　年　月 |  |
| 防犯灯管理活動（修理代） |  |  |
| 保健増進活動 |  |  |
| 加  算  額 | 自主防災活動 |  |  |
| 安全・安心推進活動 |  |  |
| ごみ減量化推進活動 |  |  |
| 地区館活動 |  |  |
| 総合振興計画地区別計画実践活動 |  |  |
| 合　　計 | | | （A） |

２　財源内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　訳　（円） | | 合　　計　（円） |
| 交　付　金 | そ　の　他 |
|  |  | （B） |

＊（A）＝（B）であること。

様式第6号（第10条関係）

氷川町指令地第　　　号

氷川町行政区活動活性化交付金交付額確定通知書

　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　行政区名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区長氏名

　令和　　年　月　日付け氷川町指令地第　　号で交付の決定をした令和　　年度行政区活動活性化交付金の交付については、氷川町行政区活動活性化交付金交付要綱第10条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

　　令和　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氷川町長

記

交付確定額　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 交付確定額の内訳 |
| 基  本  額 | 均等割 | 円 |
| 世帯割 | 円 |
| 人口割 | 円 |
| 防犯灯維持活動（電気料） | 円 |
| 防犯灯管理活動（修理代） | 円 |
| 保健増進活動 | 円 |
| 加  算  額 | 自主防災活動 | 円 |
| 安全・安心推進活動 | 円 |
| ごみ減量化推進活動 | 円 |
| 地区館活動 | 円 |
| 総合振興計画地区別計画の実践活動 | 円 |
| 合　　計 | | 円 |